

再意見書（被告反論意見書への再反論）
〔佐倉市の水道水、再評価、財政等について〕、

2009年5月7日

千葉県佐倉市ユーカリが丘 2-16-15

大野 博美 

筆者が提出した陳述書（甲第 20 号証）と 2008 年 8 月 26 日の本裁判で行った証言に對して、被告から反論の意見書（乙 368 号証）が提出されたので、それに対する再反論の意見書を提出する。なお、本意見書では佐倉市の水道水、再評価、財政等について記述し、利水と治水に関しては別途、意見書を提出する。

1. 佐倉市の水道水について

（1）被告側の主張その 1

佐倉市の水道用水は、地元市町村を構成団体とする印旛郡市広域市町村圏事務組合が水源を確保して佐倉市に用水供給を行い、佐倉市が水道事業体として供給を行っているのであって、千葉県水道局及び千葉県企業庁の水源とは関係がない。

【再反論その 1】

国交省は平成 15 年 11 月 11 日付けでハッ場ダム基本計画の変更について利水者である印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下、組合）に対し意見照会を行った。これを受け組合は各構成団体に供給水量確認の照会をし、佐倉市は「変更なし」の回答をするとともに事業費の抑制、負担割合の見直しや国の特別な財政支援措置を要請した。この計画変更のなかで一時停止していた印旛沼高度利用の計画が再浮上した経緯があり、結果として、組合におけるハッ場ダムの利水量配分は計画値の毎秒 0.78 立方メートルから毎秒 0.54 立方メートルに変更させられた。減らしたハッ場ダムの毎秒 0.24 立方メートルの水利権は県と組合との協議によって、県企業庁の開発水量に振り替えられ、組合に対して新たに印旛沼高度利用として 0.24 立方メートルが配分されることになった。

平成 15 年 12 月の佐倉市議会で、この件に関する入江晶子議員の質問に対し、渡貫博孝市長は「今回県との協議によりまして、印旛沼高度利用として組合に配分される水量は毎秒 0.24 立方メートルということになりました。——中略——この水源調整を反映したものが、今回のハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更案でござ

いました。——中略—— 印旛沼高度利用については組合としての負担は約 10 億 7,000 万円で、これに対する各構成団体の負担は、その支払い方法など、今後県との協議によります」と、県と一体化して水道事業を進めていることを明言している。

以上の事実から、被告の「県管轄の水源とは関係がない」との主張は単に言葉の上で言い逃れに過ぎず、佐倉市の水道用水の供給源は組合であり、その組合が県水道局及び県企業庁の水源と密接な関係があることは疑いがない。また、組合職員は県からの出向者が占めているという事実もある。(2003 年 12 月 11 日および 2007 年 9 月 10 日の佐倉市議会一般質問と答弁：別添資料 1、2)

(2) 被告側の主張その 2

印旛郡市広域市町村圏事務組合の水源開発が地元市町村の意向をも反映していること等については、鳴津意見書に対する被告らの意見書で述べたとおりである。

【再反論その 2】

印旛郡市広域市町村圏事務組合が平成 7 年に変更認可を取得した際、佐倉市における平成 22 年度の水需要予測値を 1 日最大給水量 8 万 8,880 立方メートルとした。これが今でも組合の「現計画値」となっており、被告が言う「地元市町村の意向の反映」ということになるのだが、実情は全く違う。

蕨和雄佐倉市長は平成 20 年 12 月議会で、「当市のみならず、構成市町村における水需要は横ばいからやや減少の傾向で推移しているものととらえている」と明言。そして、佐倉市水道部独自の推計予測値が、市の水需要の予測値に最も近い数値であると答弁している。それによると、平成 22 年度における水需要（一日最大給水量）の推計値は、5 万 8,900 立方メートル、八ッ場ダム完成予定の 27 年度が 6 万 454 立方メートルと示されている。この推計値は現計画値を 2 万 8,345 立方メートルも下回っており、八ッ場ダムからの開発水量 1 万 8,478 立方メートルは全く必要なくなる。

だが、組合の水道企業部における水道水供給事業の計画の目標年度が 22 年度となっていることから、佐倉市は計画値である水利権 8 万 8,880 立方メートルの変更をできないでいると、市長は答弁している。

つまり、八ッ場ダムの根拠となる計画値 8 万 8,880 立方メートルは今や形骸化し、佐倉市をはじめとする地元市町村の意向は全く反映されていない。

佐倉市の水道事業における組合からの受水費は年間約 13 億円で、事業費の 4 割を占める。給水量の減少により料金収入が伸び悩んでいる現在、八ッ場ダム建設によるさらなる受水費の負担増を受け入れる財政的余裕はない。また、公営企業法の原則に反して

一般財源を投入することもできず、負担増は水道料金の値上げ（市の試算では現在より50%以上高くなる）で賄うしかない。

佐倉市には豊富な地下水源があり、これを現状のまま利用できれば水道料金の値上げも防げるのだが、千葉県環境保全条例による地下水採取規制の縛りがあり、ハッ場ダム建設と地下水暫定井戸の廃止がセットになっている。この暫定水利権を解消しなくてはならないという水利権行政の仕組みのなかで、ハッ場ダム事業への参画を余儀なくされている。しかし、佐倉市当局と議会の共通の願いは地下水の永続的利用であり、これまで意見書提出等を通じて暫定井戸の継続的利用を県に要望してきたところである。このような実情に照らして、組合の構成団体である地元市町村が水源開発を望んでいると捉える被告の主張は、きわめて失当であると言わざるをえない。

（2007年9月10日、2008年12月8日佐倉市議会一般質問と答弁：別添資料2、3）

（3）被告側の主張その3

（乙354証で述べたとおり）千葉県環境保全条例による地下水規制を見直すべきという主張は条例の目的をなし崩しにするもので容認できない。

【再反論その3】

千葉県環境生活部水質保全課作成の「平成19年地盤沈下の状況について」（平成20年10月17日発行）を見ると、冒頭に「平成15年から平成19年の5年間の累計地盤変動状況を、前の5年間の状況と比較すると、地盤沈下は沈静化の傾向が続いている」と述べられている。

佐倉市の位置する北総地域では、沈下量（cm）別の沈下面積の変化は下表のとおり。

	～1.99 cm	2.00～10.00 cm	合 計	地盤沈下が見られない面積
平成10年～14年	333.6 km ²	276.9 km ²	610.5 km ²	0.2 km ²
平成15年～19年	156.1	139.0	295.1	350.2
増 減	-53.2%	-49.8%	-52%	+1750%

「平成19年地盤沈下の状況について」（別添資料4）5Pの表4をもとに北総地域を抜粋して作成

上の表のように、北総地域ではここ5年間、地盤沈下の沈静化が著しい。既にこれよ

り以前から、長期的に地盤沈下の沈静化は続いているが、住民にとって有益な資源である地下水利用を放棄するに足る理由は失われている。

地下水汲み上げと地盤沈下の関係性について、なんら科学的検証も実施せず、かたくなに揚水規制を守り続ける千葉県の姿勢には、前述のとおり、何としても市に地下水暫定井戸を放棄させ、ハッ場ダム事業への参画を推し進めるという思惑が見てとれる。不利益をこうむるのは高い水道料金を払わされる市民である。

被告が乙354証51ページで、「嶋津氏の意見は、生活環境の保全等を図り県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するという条例の目的をなし崩しにしようとするものである」と断じているが、地盤沈下という実体のない「恐怖の旗」を押し立てて、安くておいしい地下水を市民から奪うことこそが、健康で文化的な生活をなし崩しにする行為ではないか。地盤沈下を科学的に検証し、地下水規制を冷静に見直すことが先決であり、まずはハッ場ありきで地下水放棄を迫る県の姿勢は本末転倒である。

ちなみに千葉県の地下水揚水量は減少し続けている。(末尾の図1参照)

それによって、地下水位はおおむね上昇傾向にある。これは、雨水浸透による地下水涵養量を地下水揚水量が下回ってきていることを意味する。なお、渇水年には地下水位が低下することがあるが、これは揚水量の増加よりも降雨量の減少に伴う雨水浸透量の減少による影響が大きく、自然現象ともいえるものである。

2. 平成16年度「水道水源開発等施設整備事業の再評価」について

ハッ場ダム事業は、平成13年に工期延長(完成年度を2000年→2010年:10年延長)が決定された。また、平成15年11月には事業費増額(2110億円→4600億円)が発表され、翌平成16年9月に正式決定された。

千葉県水道局が5年に1度の国庫補助事業の再評価を行った平成16年12月という時期は、ハッ場ダムを巡って国交省がこのように「激甚な計画変更」を重ねた直後であり、当然千葉県水道局事業懇談会(以下「懇談会」としては詳細な検証を行うべきだったと考える。県としては、自分たちが十分な議論と検証を重ねた末に国交省の計画変更を認めたのだから、何も懇談会の詳細な検証を求める必要はないというところであろうが、懇談会の使命としては、「学識経験者等による第三者的評価」を実施することが第一義であり、国や県に追随するものであってはならない。従って、ハッ場ダム事業に関しては、通常の懇談会よりも拡大し、時間をかけて検証をすべきであった。

大野陳述書で指摘した「再評価の会議時間は1時間、議事録は3ページで議論らしい議論もなく、人口と水需要が今後も増加するとされた一方的な資料で委員が誘導されて

いる」という点に対し、被告は「審議の進行、内容については何ら問題ない。検討資料もさまざまな観点から適正に作成されている」（乙 368 号証 13P）と反論している。

しかし、議事録を見ても委員の「数値に表せない水質問題など他の便益についても記述すべきだ」との質問に対し、県は「検討する」と答えるのみ。「暫定水利権とはどのようなものか」という初步的な質問をする委員に対しても、極めて簡単な口頭による説明しかない。さらに、撤退ルールに関しては、撤退した場合の負担額のみを説明し、これまで拠出した負担金のかなりの額が戻ってくるという部分には言及していない。これを「誘導的」と言わずして何と言おうか。

また、委員に配られた資料の中で、1人一日平均使用水量が平成 17 年以降の予測では急上昇している点に関し、「予測と実績との間に差があったとしてもやむを得ない」（乙 368 号証 13P）と、開き直りとも言える強弁をしている。

このように、わずか 1 時間の会議で、ダムに関する知識に乏しい委員に対し、一方的な資料配布と説明に終始し、八ッ場ダムは必要だという結論を引き出した県の誘導的な姿勢は明らかである。

ちなみに、本年 3 月 11 日参議院予算委員会で、大河原雅子委員がこの厚労省の水道事業への補助金について、「この補助金を出すときに、出し続けるかどうかという再評価と言う点について聞きたい」と質問しているが、舛添厚労相はこのように答えている。

「やっぱり社会経済情勢が変化したときにこのダム自身が必要なのかどうなのかという判断もしないといけない。これは例えば国土交通省の管轄であっても、水の需要という観点から、やっぱり社会情勢が変化したよと、水の需要が減っているならばダムは不要だということにもなるから、水道事業という立場から見て、国庫補助を継続した方がいいのかどうなのかきちんと判断し、有識者の検討会を設けて、必要な意見は今後とも申し上げ続けたいと思っている」

舛添大臣の言う「きちんと判断できる有識者の検討会」が千葉県において実現されているかどうか、はなはだ疑問であると言わざるを得ない。（2009 年 3 月 11 日参議院予算委員会議事録抜粋：別添資料 5）

3. 千葉県の財政について

（1）被告コメントへの反論

2 月に発表された 09 年度当初予算は、知事選を前にした骨格予算であるにもかかわらず、08 年度予算よりわずか 1% 減の 1 兆 4267 億円にのぼった。中小企業支援など緊急経済対策を盛り込んだことが原因だが、道路建設費、私学助成費、市町村水道対策事業補助など重要な政策的経費は盛り込めず、6 月補正予算へと先送りされた。

これら政策的経費は、6月補正予算で08年度並みに計上した場合、最低でも650億円になる。財源の国庫支出金や県債を08年度並みの390億円としても、一般財源からは法人税収の落ち込みから100億円弱しか見込めず、財源不足は160億円にのぼると見込まれる。

財源不足は減収補てん債の起債など借金で対応することになり、借金に借金を重ねる借金まみれの体質は今後ますます深刻さを増す。現在でも一般会計、特別会計、公営企業会計、利子をあわせて約3兆7350億円にものぼる県債残高はさらに増え続け、千葉県は未曾有の財政危機に突入しつつあると言わざるをえない。

こうした千葉県の財政に関して「大野陳述書」では、「とどまるところを知らない借金地獄」と題して、「県債がここまで増えた背景には、沼田県政が推し進めた《千葉新産業三角構想》と《県都1時間構想》がある」と主張し、県財政を圧迫する主な巨大公共事業として、幕張メッセやかずさアカデミアパークなどを列記した。

これに対し被告は、「大野氏は、本県財政の悪化の要因が、幕張メッセなどをはじめとする大型公共事業とそのための県債残高の増加によるものだと主張する。しかし、財政悪化の要因は、県の歳入の柱である県税収入が伸び悩む一方、人件費や社会保障費などの義務的経費が増加していること、加えて国の三位一体改革以降地方交付税が大幅に削減されたことなど、複合的な要因によるものである」と反論している。

しかし、「大野陳述書」は「背景」と述べており、「要因」だとはひとことも述べていない。それどころか、県税収入の伸び悩みや人件費などの義務的経費の増加、三位一体改革による地方交付税大幅削減といった、県議会議員なら百も承知のことがらにはきちんと言及している。

「大野陳述書」が指摘したのは、沼田時代のハコ物行政がいかに千葉県の借金を雪だるま式に増やしたかという「事実」である。この事実を抜きにして千葉県の財政難は語れない。被告は「沼田時代のツケ」からいたずらに目をそらすことなく、当時の巨大公共事業がいかに県債残高を増やしたかを、真摯に認識すべきである。

ちなみに、毎日新聞に以下のような言及がある。

——政府は、バブル崩壊後の景気対策のため、地方には、国の補助金を受けずに自治体が独自に行う事業を奨励した。事業費の4分の3を借金で賄い、それを返す費用の一部も地方交付税で補う仕組み。手元資金が乏しくても実施できるおいしい話だった。自治体は次々と飛びつき、各地に「ハコ物」が林立することになった。(08年3月24日付毎日新聞：別添資料6)

千葉県も平成4年から平成10年にかけて、まさしく《千葉新産業三角構想》と《県都1時間構想》のもと多額の建設地方債を発行し、この時期に1兆円も借金を増やしたのである。(参照：平成20年10月発行「千葉県の財政状況と県債について」10ページ、「普通建設事業費と建設地方債発行額」末尾の図2参照)

(2) ダムなどの公共事業を見直せば県債残高は減らせる

◆長野県と千葉県の比較

◎長野県の一般会計県債残高 (末尾の図3参照)

2000 年度末	1兆6391億円
2001 年度末	1兆6336億円 (55億円減)
2002 年度末	1兆6334億円 (2億円減)
2003 年度末	1兆6156億円 (178億円減)
2004 年度末	1兆5844億円 (312億円減)
2005 年度末	1兆5468億円 (376億円減)
2006 年度末	1兆5090億円 (378億円減)
2007 年度末	1兆4966億円 (124億円減)

7年間で1425億円減!

◎千葉県の一般会計県債残高 (末尾の図4参照)

2000 年度末	1兆8728億円
2001 年度末	1兆9638億円 (910億円増)
2002 年度末	2兆0955億円 (1317億円増)
2003 年度末	2兆2216億円 (1261億円増)
2004 年度末	2兆3216億円 (1000億円増)
2005 年度末	2兆3659億円 (443億円増)
2006 年度末	2兆4120億円 (461億円増)
2007 年度末	2兆4616億円 (496億円増)

7年間で5888億円増!

長野県は、田中康夫前知事が「脱ダム」宣言し、ダム計画を中止させるなど、無駄な公共事業に大きくメスを入れた。一方、千葉県では堂本あき子前知事が沼田時代の大型公共事業をそのまま引き継ぎ、さらに借金を増やし続けたのである。

4. 1都5県の合同調査チームについて

大野陳述書が指摘する「千葉県は第2回計画変更のときも、第3回計画変更のときも関係都県で構成する合同調査チームに参加しながらほとんど意見を言わず、独自の調査もせずに国交省の説明を鵜呑みにしているだけであり、庁内の検討会議も形式だけだった」という点に対し、被告は「第2回計画変更及び第3回計画変更とも、関係1都5県

で合同調査チームを組織し調査を実施しており、併せて庁内の検討会議を設置するなど十分な調査検討を行っている」（乙 368 号証 16P）と反論している。

しかし、2008 年 10 月 27 日に行われた平成 19 年度決算委員会において、県でのたらめな姿勢が焙り出された。カスリーン台風と同規模の大雨が降ったときの下流都県の河川の流量や洪水状況に関する吉川ひろし議員の質問の中で、「平成 20 年 1 月 10 日づけの『都県合同ハッ場ダム現地調査報告書』の 1 ページ目に、ダム事業の増額変更に当たっては、理由を単にうのみにせず、関係する都県職員の合同チームが現場を確認しながら調査をしたと書かれている。要するに国の言うことをうのみにしないために合同調査チームを作ったのだから、こういうことも検証するべきではないか」という指摘に対し、県は「河川の流量に関しては県のほうでデータを持ち合わせていないので、その辺の検証はできない」と答弁している。

ハッ場ダムの治水効果に直結する重大な問題であるにも関わらず、このあとの答弁も「県自体で検証能力と言うのは持ち合わせていない。ハッ場ダムの洪水調節に係る費用便益は国からの数字のみ」という主旨を繰り返している。

県土整備部長にいたっては「県としては、これまで国交省で計算したいいろいろなデータを取り入れて、治水上、非常に重要なダムの計画であると認識している」と答えている。これがまさしく、国の言うことを「鵜呑み」にしているということではないのか。被告の言う「十分な調査検討」とは、国の説明をなぞることを意味しているとしか思えず、反論にも値しない。（2008 年 10 月 27 日決算審査特別委員会議事録抜粋：別添資料 7）

なお、国に追随する千葉県の姿勢が更に明らかになったという点で、以下を関連事項として指摘したい。

【国直轄事業負担金の問題】

ハッ場ダムなど国直轄事業の負担金制度をめぐり、現在、大阪府の橋下徹知事が火をつけた論議が大きな広がりを見せている。

これまで、国が一方的に押し付けてくる直轄事業には、都道府県は否が応でも従わされ、負担金を強いられてきた。橋下知事は「奴隸制度」とまで呼んでいる。

千葉県が、ハッ場ダムに関して、国交省の一方的な説明を受け入れるだけで、独自に何ら検証・精査もせず、巨額の負担金を言われるがまま払い続けてきたのは、「奴隸制度」に全く疑問を感じていないからだといわざるを得ない。

この姿勢こそが、真の地方分権実現への最大の障壁であり、自ら健全な地方財政運営を放棄していることに他ならない。

今年、これを如実に現す事実が発覚した。国交省は、出先機関庁舎の改修費などを、

説明なしに国直轄事業負担金として地方自治体に割り振っていたのである。

これに関し、4月7日付け東京新聞では、「茨城県内の常陸河川国道事務所の新庁舎建設費総額21億円のうち7億円余りが県負担分。県に負担金の割り振りについて国交省側から説明があったのは、問題が明るみに出た後の3月18日で、県はそれまで負担の事実を知らなかつた」と報じられ、橋下知事の「事業に密接に関係する現場事務所ならともかく、普通の出先庁舎の建設費を直轄負担金の対象にするのは極めておかしい」というコメントも添えられている。

翌8日には日本経済新聞が、埼玉県内でも、国交省の熊谷出張所など六ヶ所の事務所の移転や修繕費負担費2億1千万円が、埼玉県の負担金として含まれていたと報道。上田清司埼玉県知事は「道路などなら甘んじて負担するが、出先機関の施設費なら返してほしい」と返還を求める考えを示した。(別添資料8)

これを受けて4月30日と5月1日に、千葉県の実情を県土整備部に問い合わせたところ、「確かに千葉県内でも出先機関の庁舎建て替え費を出していることが分かったが、どこであるかなど詳細は今述べられない」と回答があった。その際、4月30日付で国交省から出た「地方公共団体に対する直轄事業負担金の予定額通知等の発出と内訳等の内容の充実について」(別添資料9)という通達を示され、「国交省は今後、このように内容説明の充実を図る」との説明を受けた。

しかし、この書面を見て驚くのは、赤字の部分が「従来よりも内容の充実を図った箇所」、あるいは「新たに内容の充実を図った事項」ということだが、全面真っ赤のことだ。

「○○県における業務取扱費の具体的な内容」を見ると、事務所車両費(補修も含む)、事業説明会やパンフレットなどの広報費、庁舎建て替えと補修・職員宿舎建設と補修、事務所職員の人物費などが並んでいる。ここまで自治体が負担しているとは、自治体自身全く知らなかつたというお粗末さである。

請求書には一括の金額しか書かない国交省の「ぼったくりバー」(橋下知事の表現)並みのやり方にもあきれるが、請求書の中味も調べず々々々と出し続けてきた自治体の感覚には驚きあきれ果てる。

更に千葉県は、茨城県や埼玉県のように問題視する姿勢も今のところ示さず、従来どおりの国交省擁護の域を出るものではない。そこには「国に逆らえない千葉県」「自主的判断を放棄した千葉県」の姿が鮮明に現れている。

5. まとめ

筆者が提出した陳述書（甲第 20 号証）に関し、被告は「佐倉市の水道水、水道水源開発等施設整備事業の再評価、千葉県財政」については本件との関連性が低いと断じている。しかし、これらの事案はいずれもハッ場ダム建設事業に深く関わりがあり、その認識を欠如させた被告がいくらハッ場ダムの必要性を説いても、正当性に著しく欠けるものと言わざるを得ない。

第 1 に、佐倉市の水道水はハッ場ダムが完成すると地下水源の多くを放棄させられ、水質、水道料金、地下水涵養の全ての点で激変が起きるのである。佐倉市民のライフラインである水道水の運命を握っていると言っても過言ではないハッ場ダムを、「関連が低い」と言い切る被告は、水道事業の「公共の福祉」という使命を全く省みない点で、公僕としての認識が欠落していると思われる。また、地下水をいつまでも飲み続けたいと願う市民の声を代表して佐倉市議会が 2 度にわたって提出した意見書を一顧だにせず踏みにじったことは、一度決めた公共事業は「お上」の決めしたこと、一切の反対は許さないという前時代的感覚のきわみである。

第 2 に、「事業の再評価」は進行中の公共事業の有意性を再評価する場であり、客観的にハッ場ダムの必要性を精査する絶好の機会であった。にも関わらず、おざなりの会議でお茶を濁した県の姿勢は、「精査・検証」を拒否し続けてきた従来の姿勢を更に上塗りしたものであった。こうした再評価を真摯に実施せずして、ハッ場ダムの必要性を一方的に唱えることは、客観的根拠に欠け、極めて不当である。

第 3 に、ハッ場ダム事業の特異性のひとつは、わが国で最大となる事業費の大きさである。貯金ゼロ、借金まみれの千葉県において、760 億円以上もの負担額は県財政に計り知れない影響を与える。財政問題をハッ場ダムとは関連性が低いと主張する被告は、「最小の経費で最大の効果をあげる（地方自治法第 2 条）」という行財政運営の原点に、今一度立ち戻るべきである。

図1 千葉県の地下水揚水量の推移（千葉県ホームページより）

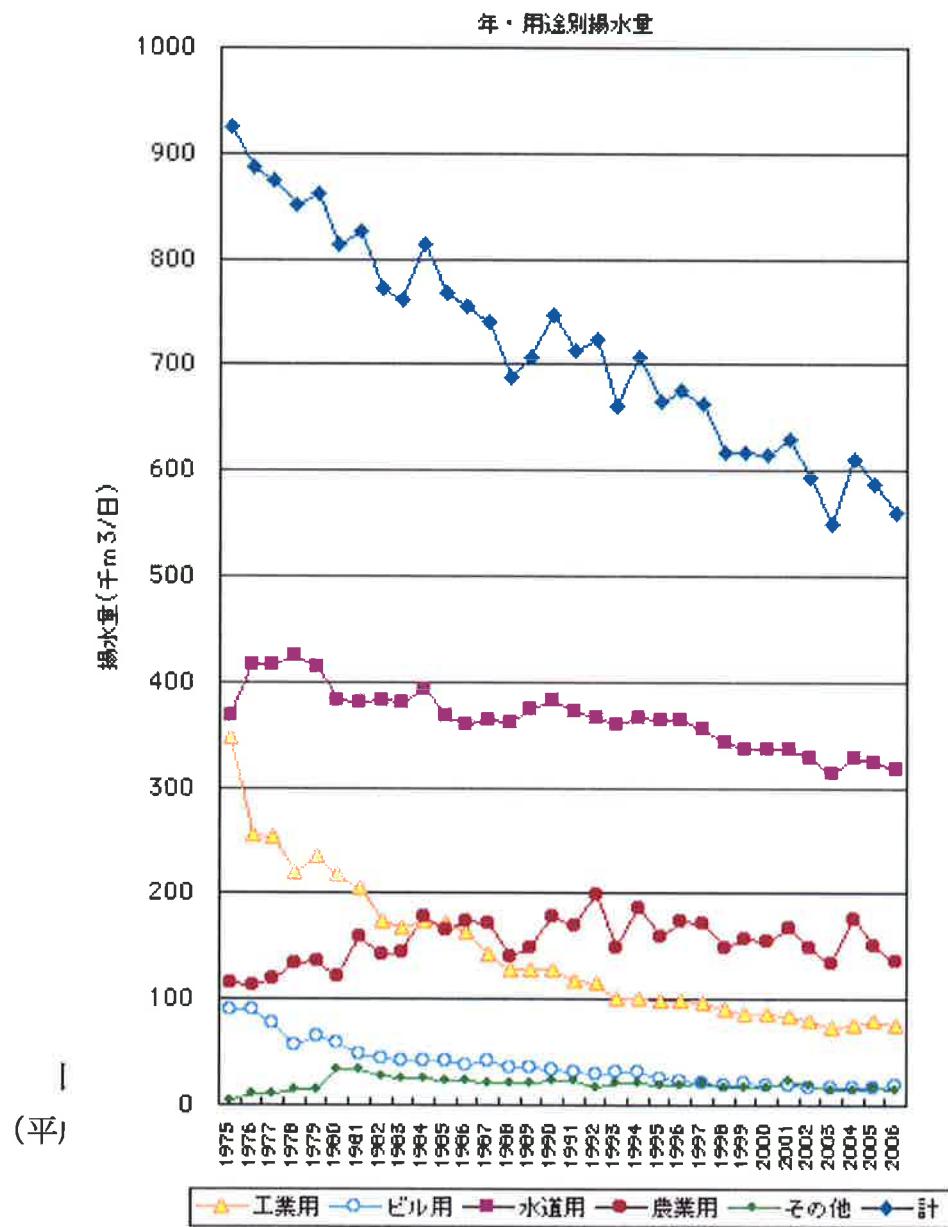


図2 千葉県の普通建設事業費と建設地方債発行額の推移
 (平成20年10月発行「千葉県の財政状況と県債について」より)

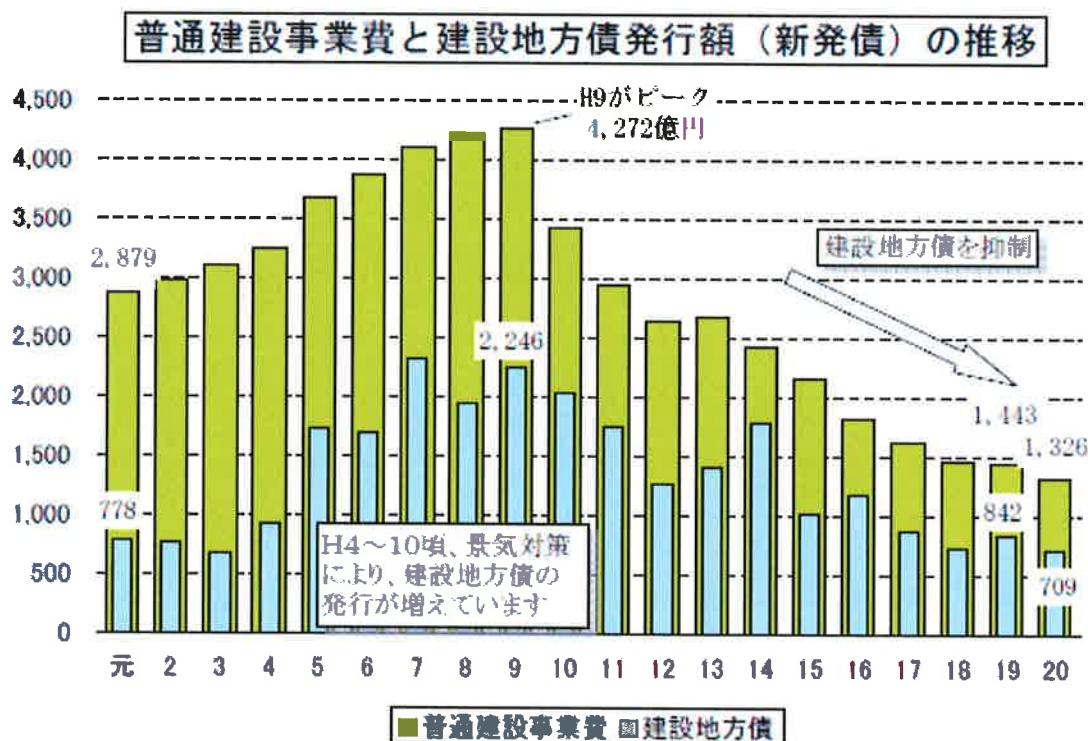


図3 長野県の一般会計県債残高
(「長野県の財政状況と今後の見通し」平成20年10月30日より)

県債発行額・償還額・県債残高の見通し

- ・ 県債残高は、平成12年度をピークに7年連続減少しています。
- ・ 平成20年度以降も県債発行額を元金償還額の範囲内にとどめることにより減少していく見込みです。
- ・ 平成19年度末現在高14,966億円のうち、8,679億円(58.0%)は地方交付税で措置される見込みです。

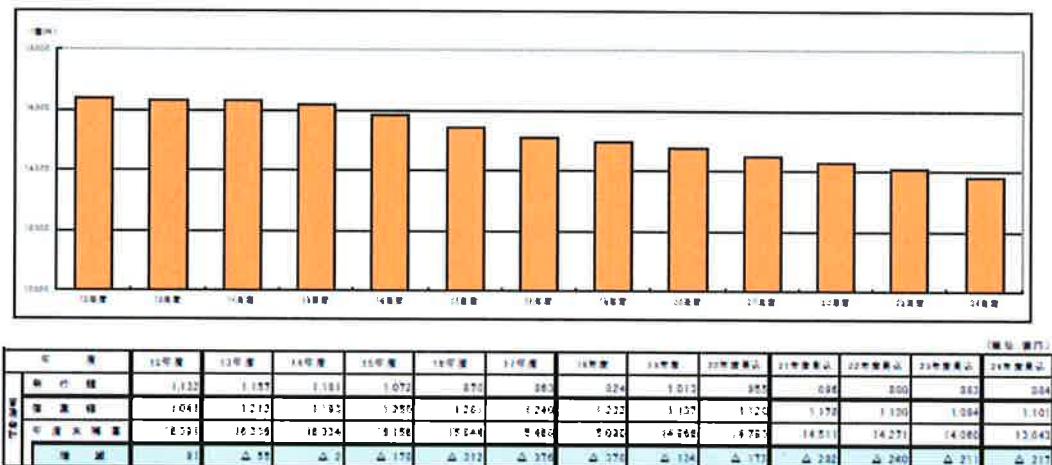


図4 千葉県の一般会計県債残高の推移
(平成20年10月発行「千葉県の財政状況と県債について」より)

